

平成30年6月14日現在

機関番号：32634

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2017

課題番号：25780045

研究課題名(和文) 無期懲役の量刑基準と刑罰機能に関する実証的研究 死刑代替刑論の前提として

研究課題名(英文) Empirical studies of standards of sentencing and functions as punishment for serious crimes of life imprisonment with labor

研究代表者

渡邊 一弘 (WATANABE, Kazuhiro)

専修大学・法学部・教授

研究者番号：90449108

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、仮釈放のない終身刑を導入した場合に生じると予想される死刑と従来型の無期懲役の量刑基準の変化、および無期懲役が従来より一段軽い刑罰としての順位に変化することによる長期有期懲役の量刑基準の変化を検討する際の議論の根拠を提供すべく、裁判員裁判施行後の殺人罪有期懲役刑の刑期の基準、裁判員裁判における死刑と無期懲役の適用基準について、従来の裁判員裁判からの量刑傾向の変化の有無についての確認、裁判員裁判施行以前の無期懲役と長期有期懲役刑の量刑基準、平成26年度の少年法改正をふまえた少年に対する無期刑緩和刑としての不定期刑の研究、に取り組んだ。

研究成果の概要(英文)：The objective of this study is to analyze the quantitative criterion discriminating the sentences of the death penalty and the life imprisonment with labor, and to analyze the quantitative criterion discriminating the sentences of the life imprisonment with labor and the long term imprisonment in prison.

This study contains four researchs: (1) to analyze the trend of sentencing determination of murder cases after the enforcement of the lay judge system in Japan. (2) to analyze the criterion discriminating the sentences of the death penalty and the life imprisonment with labor after the enforcement of the lay judge system in Japan. (3) to analyze the quantitative criterion discriminating the sentences of the life imprisonment with labor and the long term imprisonment in prison before the enforcement of the lay judge system in Japan. (4) to research about an indeterminate sentence for juvenile offenders.

研究分野：刑事法学

キーワード：無期懲役 死刑 量刑

1. 研究開始当初の背景

我が国においては、無期懲役については死刑に次ぐ重い刑罰とされているが、現行の無期懲役については、10年を経過すると仮釈放可能とされている。従来より、10年で仮釈放が可能な現行の無期懲役と死刑とでは差がありすぎであり、両者の間には「越えがたき谷」があると論じられてきている。このような状況を受け、我が国でも死刑の代替刑として社会の承認を受け、機能しうる刑罰制度の模索の試みが見られ、仮釈放可能な時期を現在の無期懲役より長期に定めた無期徒刑案や、文字通りの終身刑導入の提言などが示されている。こうした死刑の代替刑としての機能を果たしうる刑罰制度の模索の試みは、死刑廃止を前提として、死刑の代替刑として現行のものより重い態様の無期刑を導入する必要性の認識に基づくものであった。

しかし、死刑の代替刑としての終身刑をめぐる議論については、平成21年5月21日に施行された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」により、裁判員に選出された一般市民が死刑判決に向き合う状況が生まれたことが大きな契機となり、代替刑の必要性をめぐる認識に変化が生じた。具体的には、従来から展開されているような死刑存廃論を前提とし、死刑を廃止した際に、死刑の代替刑たりうる刑罰の在り方についての議論に加え、裁判員に対し、死刑判決を下すに際してより慎重な判断を求めるとしてより慎重な判断を求めるとする観点から、仮釈放のない終身刑としての内容をもつ刑罰の提言も示されるようになった。

死刑制度を維持したまま裁判員制度を導入し、一般市民も死刑判決に直面するようになった状況をふまえた死刑の代替刑の議論としては、まず平成20年には、国会内で超党派の国会議員により構成される死刑廃止議員連盟により、裁判員制度施行を控え、死刑判決を下すにあたり、より慎重な判断を求めるとして、仮釈放のない終身刑として「重無期徒刑案」を導入することを目的とする「重無期徒刑創設及び死刑評決全員一致法案」がまとめられた。また、日本刑法学会においては、第90回大会(平成24年5月)におけるワークショップ「終身刑」が設けられたが、ここでは「わが国において無期懲役ないし終身刑に期待される役割、刑事裁判(裁判員裁判)での終身刑の位置づけ、わが国における無期懲役の執行状況、運用状況およびそれらから明らかになる理論的・実務的諸問題」という目的意識が掲げられ、裁判員が死刑判決の量刑判断にも向き合う現在の裁判員制度の下での終身刑論が展開された。法務省も平成22年8月6日から、法務大臣の下で死刑の在り方を検討するための「死刑の在り方についての勉強会」を開催し、死刑制度の存廃に関する論拠、死刑廃止を推進する議員連盟による「重無期徒刑の創設及び死

刑に処する裁判の評決の特例等に関する法律」、そして死刑廃止国における死刑廃止の経緯などの分析を通じ、終身刑の在り方について検討が行った。

死刑を維持したうえで現行の無期懲役と仮釈放のない終身刑を併存させるとなると、従来、現行の無期懲役では刑が軽いとの理由で死刑判決となっていた事例のうち、仮釈放のない終身刑にこぼれ落ちる判決が生じる、現行の無期懲役の役割は、従来が無期懲役が担っていたよりも一段軽い刑罰という役割となる、現行の無期懲役が従来より一段軽い刑罰へと変化することで、従来長期の有期懲役刑で済んでいた犯罪が無期懲役に取り込まれるなど、刑の追加による量刑基準の変化だけでなく死刑と現行の無期懲役が果たしてきた刑罰機能も変化する可能性もある。

死刑制度を維持したまま仮釈放のない終身刑を導入した際に生じるうる死刑および現行の無期懲役の量刑基準と刑罰機能の変化の状況を確認するには、現行の刑罰制度下における「死刑と無期懲役の関係」および「無期懲役と長期有期懲役との関係」を正確に把握する必要があると思われる。また、裁判員に対し、死刑判決を下すに際してより慎重な判断を求めるとしてより慎重な判断を求めるとする観点から、仮釈放のない終身刑としての内容をもつ刑罰を導入する目的なのであれば、現行の刑罰制度の下では、どのような要因により死刑の量刑判断が基礎づけているかを客観的に確認したうえで、仮釈放のない終身刑という現行の無期懲役より一段重い刑罰であれば、現在死刑判決を基礎づけている量刑要因を受け止め、死刑の代替刑として考慮に値する刑罰としての役割を果たしうるという根拠について、科学的根拠に基づく検証も必要とされよう。

2. 研究の目的

本研究は、裁判員制度施行後の死刑の代替刑をめぐる議論においては、従来の死刑廃止を前提とした死刑代替刑の導入論だけではなく、死刑および現行の無期懲役を維持したまま、仮釈放のない終身刑としての内容をもつ刑罰を導入しようとの主張も積極的に示されるようになったことをふまえ、仮釈放のない終身刑を導入した場合、死刑と従来の無期懲役の量刑基準の変化、また無期懲役が従来より一段軽い刑罰としての順位に変化することによる長期有期懲役の量刑基準の変化を検討する前提として、統計的手法を用いた実証的研究により、現行の刑罰制度の下での「死刑と無期懲役の量刑基準」と「無期懲役と有期懲役の量刑基準」を客観化などを通じた無期懲役刑の機能分析に取り組み、終身刑導入を検討する際しての「共通の議論のベース」となり得る科学的根拠の構築を目的とするものである。

3. 研究の方法

本研究では、仮釈放のない終身刑を導入した場合に生じると予想される死刑と従来型の無期懲役の量刑基準の変化、および無期懲役が従来より一段軽い刑罰としての順位に変化することによる長期有期懲役の量刑基準の変化を検討する際の議論の根拠を提供すべく、裁判員制度施行後の殺人罪有期懲役刑の刑期の基準、裁判員裁判における死刑と無期懲役の適用基準について、従来の裁判員裁判からの量刑傾向の変化の有無についての確認、裁判員裁判施行以前の無期懲役と長期有期懲役刑の量刑基準、平成26年度の少年法改正をふまえた少年に対する無期刑緩和刑としての不定期刑の研究、に取り組んだ。

4. 研究成果

本研究では、上述の研究目的を達成すべく、4つの研究に取り組んだ。

裁判員制度施行後の殺人罪有期懲役刑の刑期の基準

第1研究は、裁判員制度施行以降の懲役刑の量刑基準および主要な量刑因子の確認を行うことを目的とし、本課題研究の一部として取り組んだものである。

本研究では、裁判員制度導入による従来の職業裁判官による量刑判断からの変化についての指摘や、裁判員制度施行後、ある程度判例の集積が認められるようになったことを受け、裁判員裁判における量刑傾向の客観化と従来の量刑傾向からの変化の有無の確認を行うことを目的とし、判例データベース「LEX/DB」から入手した裁判員裁判において審理された殺人罪判決70例を分析対象とし、有期懲役刑の刑期の基準について多変量解析の手法を用いた実証的研究に取り組んだ。また、裁判員裁判における死刑と無期懲役の適用基準について、従来の裁判官裁判における死刑の適用基準を分析した識別表を用い、裁判官裁判からの量刑傾向の変化の確認に取り組んだ。

本研究の分析方法については、調査項目をエクセルに入力し、「エスミ」社の統計解析ソフト「EXCEL 数量化理論 Ver.3」を用いて、数量化理論第 類の手法により、有期懲役刑の刑期の決定に影響を及ぼす要因の数量化を行った。

上記の手續に従い、量刑因子群 A から E までの 5 種類の因子群からなる 17 アイテム、計 49 カテゴリーの量刑因子を用い、裁判員裁判における殺人罪に対する有期懲役刑判決について、数量化理論第 類の手法により刑期の長さに影響を及ぼす要因の分析を行った。ここでの分析結果については、重相関係数：0.853、決定係数：0.728、定数項：

178.429 との分析結果が算出された。

カテゴリー数量の範囲の大きさを示すレンジ値については、1 位：殺害被害者数(176.1503)、2 位：殺害手段(141.124)、3 位：共犯関係(132.955)、4 位：犯行時年齢(113.162)、5 位：動機(100.239)、という結果が示された。

長期の刑期を導く要因としては、1 位：殺害被害者数が複数(161.052)、2 位：犯行時年齢が 18 歳以上 25 歳未満(87.758)、3 位：執行猶予・仮釈放中・出所後間もない・その他司法処分中に該当(53.752)、4 位：主たる加害者・被害者関係が友人・知人(32.791)、5 位：動機が利欲・障害排除(32.099)となった。他方、短い刑期を導く要因としては、1 位：共犯関係において従属的地位(-124.198)、2 位：殺害手段が餓死・放置死(-120.559)、3 位：動機がその他(-68.140)、4 位：動機が貧困、育児ノイローゼ、介護疲れ、将来悲観(-44.766)、5 位：殺害手段が焼殺し、車轢き、中毒殺、重工機使用(-42.247)となった。

以上の分析結果については、殺害被害者数が複数の場合で死刑や無期懲役の判決が回避され、有期懲役刑が科されるに際しては重い刑期が導かれていることは納得しうる結果といえよう。18 歳未満の少年を含む「犯行時年齢が 18 歳以上 25 歳未満」が重い刑期を導く方向で強く機能していることが示されたことについては、注目に値するものと思われる。また、殺害手段が「餓死・放置死」や動機が「貧困、育児ノイローゼ、介護疲れ、将来悲観」など、家庭内での育児や介護疲れ等に関わる要因については、裁判員裁判においては減輕的に考慮されていることが示された。

以上、本研究で取り組んだ分析からは、裁判員裁判における殺人罪に対する有期懲役刑の刑期の決定に際し強い影響力を示す要因を客観化しえたほか、若年犯罪者であることについての量刑上の評価に関し、裁判員裁判施行前後で傾向の変化がみられる兆しを確認した。また、家庭内での育児や介護疲れ等に関わる要因については、裁判員裁判においては減輕的に考慮されていることを確認した。

なお、有期懲役刑の刑期の選択に際しての検察官求刑と宣告刑の関係については、宣告刑が「求刑の八掛け」となる「宣告刑が検察官求刑の 80%以上 100%未満」の場合が、このアイテム内で最も影響力の小さいという評価が得られたという意味で、「一般的」であることが確認された。

裁判員裁判における死刑と無期懲役の適用基準について、従来の裁判員裁判からの量刑傾向の変化の有無についての確認

裁判員裁判における死刑判決のありかた

こそが裁判員制度が我が国において定着するか否かを示す試金石と指摘されている。裁判員裁判における死刑と無期懲役の判決については、平成25年8月末の時点で死刑判決が20例、無期懲役判決が119例下されているが、第一審判決ゆえ公刊物等から確認できる裁判例も限られ、裁判員制度施行後の裁判例のみで死刑の適用基準についての実証的研究を行うには、未だ事例数が不足している状況にある。

そこで、第2研究では、研究代表者である渡邊が以前に作成した数量化理論第 類の手法により作成された永山判決以降裁判員制度施行前までの死刑と無期懲役の確定判決における死刑の適用基準を分析した識別表を用い、裁判員制度施行前後の傾向変化の有無について、調査を行った。

分析対象としたのは、裁判員裁判における死刑と無期懲役の第1審判決のうち、平成25年5月末までに判例データベース「LEX/DB」を用いて収集しえた 死刑求刑・第一審死刑判決：22例、 死刑求刑・第一審無期懲役判決：5例、 無期懲役求刑・第一審無期懲役判決：28例の合計55例である。

裁判員裁判における死刑と無期懲役の量刑傾向を分析するため、分析対象である55例について、識別表を用いて分析したところ、調査対象55例のうち、従来の基準によれば無期懲役相当であるが、裁判員裁判において死刑判決となったものが死刑判決22例のうち5例、従来の基準によれば死刑相当であるが、裁判員裁判において無期懲役判決となったものが、無期懲役判決33例のうち3例見られた。量刑傾向の変化という観点からは、調査対象55例中、不適合となった事例は8例であり、約15%となっている。ここから、死刑の適用基準については、量的には、裁判員制度施行後も劇的な変化が生じているとはいえないと思われる。なお、死刑判決における不適合事例3例のうち2例については、控訴審で破棄され、無期懲役へと刑が変更されている。

なお、不適合事例においては、8例のうち6例が検察官求刑に従った判決となっており、裁判員裁判における検察官求刑の影響力の強さがうかがえる。そのほか、不適合判決のなかには裁判員制度施行後、初めて検察官により死刑が求刑されたが無期懲役となった事案 および初めて検察官により死刑が求刑されることとして注目されたが無期懲役が求刑された事案が含まれており、初期の裁判員裁判において死刑適用が問題とされる事件の処理については、検察官の求刑判断も含め、死刑判決への躊躇があったものと評価できよう。

今回の分析においては、分析対象が裁判員裁判により審理された第一審判決であるため、現時点では確定に至らない事例も多いが、分析対象55例中47例という高い割合において、裁判員制度施行以前の判決例について分

析した数量化理論第 類による識別表を用いて判別を行っても、実際の判決と計算上の識別結果との間で結論の一致が見られることが確認された。

以上、死刑の適用基準については、量的観点から見れば、現時点では、急激な判断傾向の変化が見られるとは言えない状況であることを確認した。また、本研究では、死刑と無期懲役の選択が迫られる場面においても、検察官求刑の影響力の大きさがうかがえることを確認した。検察官求刑の影響力については、やはり、一般市民である裁判員が量刑判断に臨むに際しては、検察官が示す具体的な求刑が、大きく影響するものと思われる。裁判員裁判においては、従来にも増して、検察官の求刑基準の客観化が重要な課題となる。さらに、本研究では、現在の量刑検索システムの内容について、その先例代表性について問題があると思われることを確認した。

裁判員裁判施行以前の無期懲役と長期有期懲役刑の量刑基準

第3研究の目的および研究射程は、裁判員制度施行後、死刑廃止を前提とする従来の議論とは異なり、死刑と現行の無期懲役を維持したまま、新たに仮釈放のない終身刑として内容をもつ刑罰を導入すべきとの見解が主張されていることを受け、仮釈放のない終身刑を導入した後の刑罰体系および量刑基準の変化を正確に分析するための前提的研究として、これまでに渡邊が取り組んできた「死刑と無期懲役の量刑基準」(含：上述第2研究)に合わせ、「無期懲役と長期有期懲役との量刑基準」を客観化し、現在、死刑・無期懲役・長期有期懲役という刑罰の関係に関し、どのような量刑基準に基づき、各々どのような刑罰機能を期待されているのかについて、多変量解析の手法を用いた数量化研究により客観化を試みることである。

死刑と無期懲役との判断基準の数量化研究については、これまでもいくつかの先行研究が示されているが、長期有期懲役刑との判断基準も含めて、総合的に無期懲役の量刑基準および無期懲役に期待されている刑罰機能の客観化を試みた研究は、これまで行われていない。本研究では、統計的手法を用いて裁判員制度施行以前の「無期懲役と長期有期懲役の量刑基準」の客観化を行い、これを基礎として裁判員制度施行前後の傾向変化の確認も行うことにより、今後、学界および実務において裁判員裁判導入後の死刑および死刑の代替刑のあり方についての検討を進めていくにあたり、統計処理により基礎づけられた死刑と無期懲役に期待されている刑罰機能についての客観的データを抽出・提供し、「共通の議論のベース(議論の出発点)」となり得る科学的根拠の構築を目的としたものである。

このような目的に基づき、本研究においては、長期有期懲役刑と無期懲役刑との判断基準の客観化を行うため、ロジスティック回帰分析の手法を用いて、判断に影響力を及ぼす要因の客観化を試みた。

本研究では、渡邊がこれまでに取り組んできた永山判決以降裁判員制度移行以前の殺人罪における無期懲役判決 178 例と、平成 29 年 12 月末までに判例データベース「LEX/DB」等を用いて収集しえた「殺人罪で懲役 15 年以上の有期懲役判決が下された判決」50 例を対象に、上述の第 1 研究および渡邊がこれまでに取り組んできた死刑と無期懲役の適用基準に関する数量化研究で用いた調査項目を参考に作成した調査票（17 アイテム、計 49 カテゴリーの調査項目）を作成し、この調査票を用いて調査対象とした無期懲役判決および長期有期懲役刑判決を調査し、ロジスティック回帰分析の手法を用いて、「無期懲役と長期有期懲役の量刑基準」の客観化を試みた。

本研究については、残念ながら研究期間中には、有効なモデルを完成させることが出来なかった。これについては、判別型の分析を行うに際し、一方の目的変数を「殺人罪で懲役 15 年以上の有期懲役判決が下された事例」という幅のある内容としたため、裁判官の多様な量刑判断要因を取り込むこととなったことなどが予想される。今後は、分析対象判決を細分化し、これにより目的変数となる判決群の射程に絞り込みをかけるなどの工夫を重ね、有効なモデルの作成を目指し、研究を継続していく予定である。

また、「無期懲役と長期有期懲役刑の量刑基準」の研究と「無期懲役と死刑の適用基準」の研究を連続的に位置づけ、総合的に無期懲役の刑罰機能と量刑基準を考察しようとする際には、長期有期懲役刑判例の事例数確保の問題と殺人未遂罪の扱いが課題となることが確認された。無期懲役の刑罰機能と量刑基準を検討するに際し、長期有期懲役刑と無期懲役の関係の分析という観点からは、長期有期懲役刑の事例数確保の観点からも殺人未遂罪も分析対象として研究に取り組むことが必要となる。しかし、殺人未遂罪で無期懲役や死刑となることはほとんどなく、やはり「無期懲役と死刑の適用基準」との連続性を視野にいれた研究においては、殺人未遂罪は分析対象外とすべきとなる。しかし、今回の調査では、判例データベースを利用して入手できる長期有期懲役刑判例には、かなりの割合で殺人未遂罪が含まれることとなった。統計処理に必要な数の調査対象事例の確保という観点からは、殺人未遂罪も分析対象に含めた研究方法の模索が求められる。

今後は、「無期懲役と長期有期懲役刑の量刑基準」の研究と「無期懲役と死刑の適用基準」の研究を連続的に位置づけた総合的研究の研究の実施可能性を再検討したうえで、個別研究の実施方法をより精密に検討してい

きたい。

平成 26 年度の少年法改正をふまえた少年に対する無期刑緩和刑としての不定期刑の研究

第 4 研究については、本研究課題申請後に実施された平成 26 年度の少年法改正における少年に対する「無期刑の緩和」という問題への関心に応じ、同改正が無期懲役刑の運用に及ぼす影響の考察に取り組んだものである。

平成 26 年の少年法改正により、従来は、成人なら無期刑となる犯罪の場合でも、犯行時 18 歳未満の少年であれば 10～15 年の有期刑に緩和できると規定されていたものが、この上限を 20 年に引き上げられた。

少年法 51 条 2 項では、「罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、無期刑をもつて処断すべきときであっても、有期の懲役又は禁錮を科することができる。この場合において、その刑は、十年以上二十年以下において言い渡す。」と規定されており、裁判官の選択において無期刑を科すか有期刑を科すかを定めることが出来るようにされた。本条文は、少年に対する無期刑の適用基準を検討するうえで、重要な分析対象であり、本研究課題実施中に、同条に関する改正が行われたことを受け、改正後に少年法 51 条 2 項の適用が問題となった事例を判例データベース「LEX/DB」を用いて収集した。

現時点では、同条の適用が問題となった事例がまだ少なく、51 条 2 項を適用しなかった事例のみの考察となったが、判決文中に「...以上の事情を総合考慮し、通り魔・無差別殺人や少年が単独で犯した殺人の事案等の量刑傾向を参照すると、被告人に対して、検察官の求刑を上回る無期懲役刑を選択することは躊躇されるが、不定期刑としては最も重い刑を科すのが相当である。」などと述べられている判決なども見られる。「躊躇」などの表現で示されている本条を適用する裁判官の裁量的量刑判断の客観化は、少年刑の適用における重要な課題であると認識し、今後も判断構造の分析を継続していきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 1 件)

(1) 渡邊一弘「初期の裁判員裁判における量刑傾向 殺人罪判決を対象として」日本犯罪学会設立百年記念大会(平成 25 年 11 月 15 日)

〔図書〕(計 1 件)

信山社・岩瀬 徹・中森喜彦・西田典之 編集代表『刑事法・医事法の新たな展開 下巻 (町野朔先生古稀記念)』(執筆担当部分：渡邊一弘「初期の裁判員裁判における量刑傾向についての実証的研究 殺人罪事件に対する有期懲役刑の刑期の基準および死刑の適用基準についての検討」531-548 頁) 2014、総頁数 616 頁。

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

○講演(計 1 件)

国連アジア極東犯罪防止研究所「刑事政策講演会(「中国北京師範大学刑事法科学研究院長を招いて」)」において、日本側からの講演者として「日本における死刑の適用基準の実証的研究」について講演した。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

渡邊 一弘 (WATANABE Kazuhiro)

専修大学・法学部・教授

研究者番号：90449108